

豊田市旭高原自然活用村キャンプデッキエリア水回り施設等取得事業

事業者募集要領

豊田市

第1 事業の概要

1 事業の目的

豊田市旭高原自然活用村は豊田市旭高原自然活用村条例に基づき、市民が自然の魅力と大切さについて理解を深めることのできる機会を提供することにより、豊かな自然環境の活用及び保全並びに観光交流の促進を図り、もって山村地域の活性化に寄与することを目的として設置された施設である。

豊田市旭高原自然活用村ではアウトドアの需要増加に伴い、43,472名のキャンプ利用者（令和3年度）があり、豊田市旭高原自然活用村利用者全体の51.6%を占めている。

近年、アウトドアの需要が増加傾向にあることから、豊田市旭高原自然活用村では、令和4年度に利用者ニーズを考慮したキャンプデッキの整備を実施した。引き続き、更なる利用者満足度の向上を図るとともに、利用者確保につなげる必要がある。

豊田市旭高原自然活用村キャンプデッキエリアの水回り施設等は、既存施設の老朽化が進んでいることや、虫の進入、汚れなどにより、清潔感のある施設を維持することが困難となっていることから、既存の施設を取り壊し、新たに施設を建設することを計画する。

本市では、キャンプデッキエリアの利用者が利用する水回り施設等をキャンプデッキエリア内に設置する方針としている。キャンプデッキ利用者が安全に安心して利用できる清潔感のある施設整備が必要であることから、民間事業者の持つ技術力を活用し、豊田市旭高原自然活用村の利用促進及び魅力向上に寄与する水回り施設等を建設することを目的とする。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「豊田市旭高原自然活用村キャンプデッキエリア水回り施設等取得事業実施要綱」の規定による。

2 事業の名称

豊田市旭高原自然活用村キャンプデッキエリア水回り施設等取得事業

3 事業の内容

豊田市旭高原自然活用村キャンプデッキエリア水回り施設等取得事業（以下「本事業」という。）は、水回り施設等の整備案を公募して優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、当該選定事業者が建設した水回り施設等を市が買い取るものである。

なお、本要領及び提出書類説明書（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

4 事業の流れ

- (1) 市は、水回り施設等の建設に係る提案を公募し、選定委員会の評価により総合評価点が最も高いものを選定事業者として決定する。
- (2) 市は、選定事業者との間で、基本協定を締結する。
- (3) 選定事業者は、基本協定に基づき水回り施設等の設計を行う。設計が完了した後、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定に基づく確認申請書又は同法第18条の規定に基づく計画通知書の提出が必要な場合は、その申請又は提出の2週間前に市の確認（以下「設計確認」という。）を受けなければならない。
- (4) 選定事業者は、建築基準法第6条又は第18条に基づく確認済証を取得した後、その旨を市に報告する。
- (5) 市及び選定事業者は、建設工事の着手前に、水回り施設等の売買仮契約を締結する。
- (6) 市は、売買仮契約締結後、速やかに議会に当該財産の取得に係る議案を提出する。
- (7) 市は、議案の議決後、速やかに選定事業者と売買契約を締結する。選定事業者は、売買契約に基づき、トイレ棟・炊事場棟・第2バーベキュー場施設及び浄化槽（以下「既存施設」という。）を撤去し、水回り施設等を建設する。
- (8) 選定事業者は、水回り施設等が完成した時は、建築基準法第7条の2又は第18条の規定による検査に基づく検査済証などの手続終了後、売買契約に定める書類を市に提出し、完成報告をしなければならない。
- (9) 市は、(8)の書類提出があった場合は、速やかに買取検査を行い、買取検査に合格した場合は、水回り施設等の引渡しを受ける。

5 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は「別表1－調査業務等の内容」のほか、次のとおりとする。

- (1) 調査
 - ア 測量及び地質調査（市提供資料で不足がある場合）
 - イ 電気、電話、ガス、上水道等に関する必要な調査等
- (2) 設計・工事監理
 - ア 既存施設の撤去の設計並びに水回り施設等の基本設計及び実施設計
 - イ 既存施設の撤去並びに水回り施設等の工事監理（監理書類作成・品質管理等）
 - ウ 各種手続

(3) 施工

- ア 既存施設の撤去並びに水回り施設等の建設（建築設備・外構工事、浄化槽新設を含む）
- イ 各種申請手続
- ウ 六価クロム溶出試験（地盤改良等を行う場合）
- エ 安全確保等の近隣対策（公衆災害の防止に係る安全対策、近隣施設（豊田市旭高原自然活用村・愛知県旭高原自然の家・旭ライディングファーム）や作業後の清掃等）
- オ その他土地の状況に応じた水回り施設等の敷地の整備に必要な業務

(4) 建物取引

水回り施設等の売買・引渡しに関する業務

(5) その他

- ア 国の交付金申請等のための資料の作成支援等（申請は市が行う）
- イ 国定公園公園事業変更承認申請等のための資料作成支援等（申請は市が行う）
- ウ 矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議・調整
- エ その他本事業において必要となる業務

6 費用の負担

本事業に要する一切の費用は、選定事業者の負担とする（関係機関（矢作川沿岸水質保全対策協議会等）との打合せ及び協議・申請を含む。）。

7 事業のスケジュール

本事業の予定スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、水回り施設等の引渡しスケジュールは選定事業者の提案に基づき決定する。

募集要領等の公告・配布	令和4年12月13日(火)～令和4年12月21日(水)
参加表明・募集要領に関する質問書の受付	令和4年12月14日(水)～令和4年12月21日(水)
参加表明に関する質問への回答、募集要領に関する質問回答・公表	令和4年12月27日(火)
参加表明書の提出	令和5年1月4日(水)～令和5年1月12日(木)
参加表明資格審査結果通知	令和5年1月17日(火)
提案書の提出	令和5年3月9日(木) 午前9時から午後2時まで
ヒアリング通知	令和5年3月10日(金)
事業者ヒアリング	令和5年3月14日(火)
選定事業者の決定	令和5年3月27日(月)
売買契約締結までのスケジュールの提出	令和5年3月28日(火)
基本協定締結	令和5年3月28日(火)
設計(案)に関する協議	令和5年4月上旬～10月下旬(予定)
図面(配置図・平面図)、見積書(国庫補助)の提出	令和5年6月中旬
国定公園、補助金申請に必要な書類の提出	令和5年6月中旬
設計確認	令和5年8月中旬(予定)
売買仮契約額の確定・見積書の提出(確認済証確認後)	令和5年8月中旬～9月下旬(予定) ※豊田市建築審査会の調査審議の必要がある場合は、8月又は9月に諮ることとし、売買仮契約額の確定等を令和5年8月下旬～10月下旬とすること。
売買契約	令和5年9月下旬(予定) ※令和5年9月議会議決後 又は 令和5年12月下旬(予定) ※令和5年12月議会議決後 又は 令和6年4月上旬(予定) ※令和6年3月議会議決後
既存施設の解体・水回り施設等の建設工事	令和5年10月上旬～令和6年10月中旬(予定)
売買変更契約(必要が生じた場)	令和5年12月下旬(予定) ※令和5年12月議会議決後 又は

合)	令和6年3月下旬(予定) ※令和6年3月議会議決後 又は 令和6年6月下旬(予定) ※令和6年6月議会議決後 又は 令和6年9月下旬(予定) ※令和6年9月議会議決後
水回り施設等買取検査	令和6年3月下旬～令和6年10月下旬(予定)
水回り施設等の引渡し	令和6年3月下旬～令和6年11月1日(予定)

※議会の議決を必要とする項目は議会開会の概ね2か月前までにその議決に必要な書類を提出すること。

第2 募集の内容

本事業は、豊田市旭高原自然活用村施設用地に水回り施設等を設置するものであり、その整備方針等を以下に示すとおりとする。

1 対象敷地

豊田市旭高原自然活用村

土地の所在地	豊田市旭八幡町根山68番地1 ほか
敷地面積	36,303.87㎡うち対象敷地1,088.22㎡
市街化区域等	都市計画区域外
備考	給水：上水道（隣接市道旭八幡牧場線埋設管から分岐） ※豊田市旭高原自然活用村内貯水タンクからの上水道管を利用すること（資料1-1～1-4を参照すること） 排水：キャンプデッキエリア内通路側溝に排水（資料2を参照すること） 電気：現地確認 防火地域：指定なし

2 整備方針等

(1) 建設方針

水回り施設等は、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

ア キャンプデッキ利用者が安全に安心して快適に過ごすことができ、施設管理者によるキャンプデッキ利用者の安全の確保と管理の利便性が考慮された空間づくりに配慮すること。

イ 同一敷地内に建て替えることを踏まえて建設するものとし、建設に当たっては人や車の動線、施工における現場体制・事故防止・安全対策等に配慮をすること。

ウ キャンプデッキとの一体利用を考慮した空間として、自然環境を生かし、利用者がまた利用したいと思える空間とすること。

(2) 建設の基本条件

建設に当たっては、以下の事項を原則とする。原則によらない場合は、豊田市地域振興部旭支所と協議すること。

ア 構造等

- ・「建築基準法」、「消防法（昭和23年法律第186号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」等の関連法令に適合すること。
- ・建物の構造（木造・鉄骨造等）や屋根形状（陸屋根、勾配屋根）は、提案による。
- ・延床面積の目安は、200㎡とする。
- ・階数は1階建てとする。
- ・資料3の建設予定地近隣の地質調査結果を参考として地盤補強の検討を行うこと。基本協定締結後に必要に応じて地質調査を行い、必要な地盤補強を設計すること。

イ 配置計画

- ・資料4-1、資料4-2を参照し、建設予定場所の状況を考慮して計画すること。採光や通風、動線（キャンプデッキ、第1バーベキュー場及びファミリーロッジの利用者並びに自動車）を考慮した配置計画とすること。ただし、インフラに関わる資料については、実際とは異なる場合があるため、現地調査の上、計画を立てること。

ウ 平面計画

(ア) 共通

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「人にやさしい街づくり条例（平成6年愛知県条例第33号）」に準拠すること。
- ・各室間の開口部は引き戸とし、移動等円滑化経路の有効開口幅は少なくとも80cmを確保すること（90cm確保できることが望ましい。）
- ・主出入口は、引き戸とし、有効開口幅は90cmを確保すること。
- ・冬季には、凍結による水道管等の破裂が発生しないよう、凍結防止対策を講じること。
- ・電気の配電盤は一括管理できるよう、レンタル室に設置すること。
- ・シャワー室・洗面所及び調理場のシンクは、温水も利用できるようにすること。
- ・LPガス設置にあっては、別途市と協議して決定すること。
- ・全ての部屋は、施錠できるようにすること。なお、シャワー室と窓は内施錠、外部からの出入口は、内外双方からの施錠ができるようにすること。
- ・建物の外壁、屋根等の色彩は、自然公園法（昭和32年法理第161号）に基づき選定すること。
- ・照明はLED照明とし、取り換え、清掃を考慮したものにする。
- ・利用者ニーズに合わせた照度で計画すること。
- ・照明は、自動点灯を採用すること。

- ・床、天井、壁は清潔感を保ち、清掃を考慮した整備をすること。
- (イ) トイレ
- ・トイレは、男性・女性を分け、男性トイレ（小便器4、洋式便器2）、女性トイレ（洋式便器5）とすること。
 - ・洋式便器の便座は、温水洗浄暖房便座とすること。
 - ・トイレは、自動水洗のものを設置すること。
 - ・トイレには掃除道具入れを設置し、水道蛇口を設置すること。
 - ・トイレには、個々にトイレットペーパー置き場を設置すること。
 - ・トイレの窓ガラスは、外部から内部が見えないように工夫すること。
 - ・トイレには、換気扇を男女それぞれ1台設置すること。
 - ・建物の外から直接トイレに出入りする配置を計画する場合は、出入口に網戸を設置するなど虫の侵入防止対策を講じること。
- (ウ) 備品保管庫
- ・備品保管庫は、おおむね15㎡程度確保すること。
 - ・棚から物の出し入れを容易に行える作業スペース及び動線を確保し、三段棚とすること。
 - ・三段棚は30kg程度のテント20張、椅子40脚、焚火台20脚（直径40cm程度の大きさのもの）、炭（1辺20cmの正方体程度の大きさのもの）、シュラフ40袋程度を保管できる強度を確保すること。
 - ・換気扇を1台設置すること。
- (エ) シャワー室
- ・シャワー室は、男性・女性に部屋を分け、それぞれ3室ずつ個別のシャワー室を整備すること。
 - ・シャワーは、100円硬貨を投入して使用できるタイプの商品を採用すること。
 - ・個別のシャワー室には換気扇を設置するとともに、更衣スペースを確保し、プライベート空間が保てるようドアを完備すること。
 - ・窓（網戸を含む）を設置し、空気の入替えを考慮した施設とすること。なお、通路から直接シャワー室に入室できる構造とする場合は、窓は通路に設置すること。
 - ・更衣スペースには荷物置き用の棚を設置すること。
 - ・水はけの良い壁及び床にすること。
 - ・壁は汚れが付きにくく、目立たない壁にすること。
- (オ) 調理場
- ・調理場は4グループが同時に作業を行えるよう、1か所につき、二槽シンク（1500mm×750mm×800mm程度）を2台、調理台（1500mm×750mm×800mm程度）を2台設置すること。

- ・二槽シンクには水道配管をそれぞれ設置し、2槽ともに水道が使用できるように整備すること。
- ・床は汚れ防止を考慮するとともに、水はけの良い素材で整備すること（ドライシステム対応の床等）。
- ・出入口及び窓には網戸を完備すること。
- ・床には水を集水できる排水溝を設置し、清掃を考慮したものとする。
- ・シンク及び調理台はステンレス製のJIS規格商品とすること。
- ・2か所以上の換気扇を完備すること。
- ・清掃用の蛇口を整備すること。
- ・シンク、作業台周辺の作業動線を十分に考慮した面積、配置とすること。

(カ) 洗面所

- ・洗面所は男性・女性を分け、洗面台をそれぞれ2か所整備し、洗面台には鏡、ドライヤー（1000W）の使用を考慮したコンセント（100V）を各1個以上整備すること。
- ・鏡の大きさは、成人の上半身が映る大きさとする。
- ・トイレ、シャワー室の洗面台を兼ねる場合は、人の動線を考慮した通路幅を設けること。

(キ) レンタル室

- ・レンタル室は15㎡程度とし、市道側、通路側どちらからも入室可能な設計とすること。
- ・レンタル室と備品保管庫は隣接し、扉で往来可能な配置とすること。
- ・各1000W程度の電力使用を考慮したコンセント電源2口（100V）を3か所設置すること。

(ク) 炊事場

- ・炭や薪で火をおこし、鍋などを置いて調理する炊事場を4か所整備すること。
- ・4か所が個々にプライベート空間を保つことのできるよう、それぞれ距離を離して整備を行うこと。
- ・雨天時でも利用できるよう対策を講じること。
- ・夜間でも利用できるよう照明を設置すること。
- ・かまどは、炭や薪の投入口や使用後の片付けを考慮した整備をすること。
- ・かまどの大きさは直径40cmの鍋2つを設置可能な大きさで、五平餅体験にも使用できるよう考慮にすること。
- ・はんごう炊さんの実施を考慮し、直径2cm以上の鉄棒を設置できるようにすること。
- ・動線に配慮した位置で計画すること。
- ・水回り施設と同一建物内で計画する場合は、空間を明確に分けること。

(ケ) ごみ置き場

- ・炊事場で発生した食品残渣等を捨てられるよう分類別（ペットボトル、燃えるゴミ、金属・瓶、プラスチックゴミ）にゴミ箱等を設置するスペースを15㎡程度確保すること。
- ・人の動線、作業動線を確保すること。
- ・ゴミ箱等の臭い対策を講じること。
- ・排水口を整備し、水洗いした水が排水口に流れ込みやすいようなだらかな傾斜をつけること。

エ 設備計画

- ・排水処理施設は、1日当たりのキャンプデッキ利用者最大60名に対応した浄化槽を整備すること。
- ・排水処理施設設置場所は、設置後のくみ取り、点検、整備を考慮した場所に整備すること。
- ・排水処理施設は、矢作川沿岸水質保全対策協議会が定めた基準に準じて整備を行うこと。
- ・排水処理施設は、埋設後の利用（駐車場等）を考慮した強度を保てる蓋等を整備すること。
- ・終末排水管は、景観に配慮した整備を行うこと。
- ・必要換気量を算定し、換気扇を設置すること。

オ 外構計画

- ・敷地内の建物以外の場所は車両の通路又は駐車場として利用するため、人及び車の動線を配慮して、建物等を配置し、整備すること。
- ・建物外でのレンタル用品等（バーベキューコンロや網、テント等）の洗浄及び足の洗い場を考慮し、水道を利用できるように配慮すること。
- ・建物周囲から主出入口へは、段差のない構造にすること。
- ・エアコンを設置する際は、人が室外機に触れないよう、また、メンテナンスできるように配慮すること。
- ・屋根の点検が行えるようタラップを設置する等の工夫をすること。
- ・アスファルト舗装は浸透舗装とすること。

(3) その他

- ・隣接敷地内で別途工事等が行われる場合は、施工箇所、日程等の調整に協力し、水回り施設等の建設を進めること。
- ・地震や災害が発生した場合を想定して避難経路の確保等対策を講じること。
- ・工事期間中の資材スペース、駐車スペース等は、仮設計画時に施設管理者と協議し、承諾を得ること。
- ・原則、午前8時から午後5時までの施工とし、土・日曜日、祝日は施工しないこと。

- ・水回り施設等の建築に伴い必要となる措置（工作物や外構、配管配線の切り回し等）も必要に応じ本事業として計画すること。
- ・工事施工に当たっては、施設運営に配慮した施工計画及び工程計画とすること。
- ・工事着手前に施設行事を確認し、工程を組み発注者の承諾を得ること。

（４）要求水準

市が水回り施設等に求める性能水準（以下「要求水準」という。）は以下によるものとし、これによりがたい場合は協議を行い、市の承諾を得ること。

ア 基本事項

- （ア）屋根及び外壁は、雨水の浸入を防止し、構造方法に応じた防水措置を施すこと（１０年以上の保証又は当該保証と同等以上の性能を有すること）。
- （イ）防火性能は、建築基準法の規定を満たすこと。
- （ウ）省エネルギー性能は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号口の基準を遵守すること。また、断熱材の仕様（材料、熱還流率等）の参考となるデータを記載すること。
- （エ）建設内容について豊田市旭高原自然活用村施設及び周辺自然環境との調和を図るため、選定事業者は市と協議・調整を行うこと。

（５）水回り施設等の買取費

ア 水回り施設等の買取費

水回り施設等の買取費（建設に必要な解体費を含む）は買取費の上限に示す額を上限額とし、その金額の範囲内で事業者が提案する価格を評価するものとする。

イ 買取費の上限

水回り施設等の買取費の総額は２０７，１５３，０００円（消費税及び地方消費税込）を上限とする。また、売買契約に当たっては、選定事業者が作成した実施設計図書及び内訳明細書を基に、市が精査、確認した上で締結するものとする。

なお、実施設計図書及び内訳明細書の内容について、市は選定事業者と協議の上、調整することができるものとする。

第３ 提案内容

１ 提案の範囲

本事業においては、水回り施設等に関する事項（配置計画、平面計画、建設工期、売買価格など）、その他本事業に関する独自提案を求め、総合的に評価するものとする。

２ 提案の項目

（１）水回り施設等に関する事項

ア 水回り施設等の供給体制に関する提案

- ・ 公共工事の受託実績
- ・ 配置技術者の経験・資格及び公共工事の管理実績（現場代理人又は監理技術者の実績と資格保有状況）
- イ 水回り施設等の配置計画、平面計画、仕様に関する提案
 - ・ 水回り施設等は、利用者が安全で合理的に利用できる施設配置や平面計画となっているか評価
 - ・ 施設管理者が管理しやすい施設空間になっているか評価
 - ・ 自然環境や周辺施設との調和を考慮した施設になっているか評価
 - ・ ニーズや課題を踏まえた魅力的な施設の空間・環境計画の提案がされているか評価
- ウ 事業実施計画等に対する提案
 - ・ 引渡しまでの事故防止・安全対策等に関する取組
 - ・ 木材利用に関する取組
 - ・ 豊田市内本店及び支店事業者の参画状況
 - ・ 事業期間を短縮（本事業の早期完了、供用開始を実現する）する提案となっているか評価
- エ 新たな取組等に関する提案
 - 水回り施設等を含んだ施設敷地の使い方について、周辺施設利用者の視点で新たなアイデアが提案されているか。
- オ 水回り施設等の売買提案価格
 - 市に対する水回り施設等の売買価格を提案すること。本価格提案は、本事業において必要な全ての施設等の建設に関して算出するものとする（上限金額207,153,000円（消費税及び地方消費税込））。

第4 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者

応募者は、第4の2(2)の参加資格要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同体（以下「グループ」という。）とし、グループで応募する場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、第4の2の参加資格要件を満たす者であること。

(3) グループの構成員

- ア 応募書類の受付後は、原則として構成員の変更（減少及び追加を含む）は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認める場合は、この限りでない（代表事業者を除く。）。

- イ 構成員は、本事業に係る提案を行う他のグループの構成員となることはできないものとする。
- (4) その他
 - ア 関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。
 - イ 応募者が、応募書類の受付日以後に参加資格要件を欠くこととなった場合は、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認める場合は、参加資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く）ができるものとし、当該変更等により参加資格要件を満たす場合には、引き続き応募者となることのできるものとする。

2 参加資格要件

(1) 単独事業者の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- エ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- オ 本事業に参加表明書を提出しようとする者の間に、別表3に定める資本関係や人的関係がないこと（資本関係又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ない。）。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けている者であること。
- キ 元請けとして50,000,000円（消費税及び地方消費税込）以上の新築工事の施工実績を有し、かつ当該工事の施工管理の実績を有する技術者を配置できる者であること。
 - (注1) 実績には、請負契約による工事、設計施工一体等（E C I）やリース契約に附帯する施工実績を含むものとする。
 - (注2) 実績における延床面積の確認は建築基準法に基づく確認済証、検査済証又は建築工事届の写しの添付をもって行うものとする。
- ク 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること（設計業務等について、同要件を満たす建築士事務所に委託する場合は、不要とする。）。

- ケ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業者の免許を有していること。
- コ 公告日において税の滞納がないこと。
- サ 令和4年度及び令和5年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。当該資格を有しない者については、以下の書類を提出することで当該資格を有する者とみなす。なお、当該書類は、公告日において発行日から3月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

- (ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (イ) 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）
- (ウ) 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
- (エ) 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

（注1）豊田市内（愛知県内）に事業所が無い者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（「様式集」に定める様式2-4②）を提出すること

(2) グループの場合

- ア 代表事業者を含む構成員は、第4の2（1）アからオまで及びコの要件を満たすこと。
- イ 構成員のうち施工を担当する者は、第4の2（1）カ、キ及びサの要件を満たすこと。
- ウ 構成員のうち建築設計、工事監理を担当する者は、第4の2（1）クの要件を満たすこと。
- エ 構成員のうち1者は、第4の2（1）ケの要件を満たすこと。

第5 応募の手続

1 公募の方法

(1) 募集要領等の公表・配布

- ア 公表：令和4年12月13日（火）
- イ 公表・配布方法：豊田市ホームページで公表するとともに、豊田市役所地域振興部旭支所において配布する（実施要綱、事業者募集要領、様式集、事業者評価基準、基本協定書（案）、売買契約書（案）各1部）。
- ウ 配布期間：令和4年12月13日（火）から 同月21日（水）まで（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日を除く。）以下「開庁日」という。）

(2) 参加表明・募集要領に関する質問

質問の受付及び回答は、以下のとおり行うものとする。

- ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「様式1-1 参加表明に

関する質問書」及び「様式1-2募集要領等に関する質問書」に記入し、電子メールにてウ提出先に提出すること。

イ 提出期間：令和4年12月14日（水）から同月21日（水）の開庁日まで

ウ 提出先：豊田市役所地域振興部旭支所

E-mail：asahi-shisho@city.toyota.aichi.jp

エ 回答：令和4年12月27日（火）に、豊田市ホームページにて公表する。

オ その他：水回り施設等設置予定地の見学は適宜行う。

2 参加表明及び応募の方法

参加表明及び応募については、書類の正・副本（添付書類含む。）を作成するものとする。

(1) 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うものとする。

ア 提出方法：様式集に定める様式2-1から様式2-11までに必要事項を記入し、添付書類を付した上、正本として1部を用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

イ 提出期間：令和5年1月4日（水）から同月12日（木）の開庁日まで

ウ 提出先：豊田市役所地域振興部旭支所（豊田市小渡町船戸15番地1）

エ 審査結果：参加表明資格の審査結果は、令和5年1月17日（火）以降、郵便の発送により通知する。

(2) 応募

応募者は、提案書等を以下により提出するものとする。

ア 提出方法：様式集に定める様式3-1から様式3-7まで（正本3部、副本13部）及び別記様式1（誓約書）及び別記様式2（見積書）（各1部ずつ）に必要事項を記入の上、持参により提出すること。

なお、様式3-1から様式3-7までは、Microsoft Word 及び Adobe PDF 形式による電子ファイルでも提出すること。

電子ファイルの提出はCD・DVD等の光ディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。

イ 提出日時：令和5年3月9日（木） 午前9時から午後2時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 提出先：豊田市役所地域振興部旭支所（豊田市小渡町船戸15番地1）

(3) 提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「提出書類説明書（様式集）第4応募書類リスト」のとおりとする。

(4) 応募に当たっての留意事項

ア 募集要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出などの応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由があるときは、公募の実施を延期し、又は取りやめることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格がない者による応募

(イ) グループで応募する場合にあっては、代表事業者以外の者による応募

(ウ) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

(エ) 記名のない提案書による応募

(オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

(カ) 応募者及びその代理人により2以上の応募が行われた場合の全ての応募

(キ) その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、選定事業者の提案書等の著作権は豊田市に帰属する。なお、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として当該提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 市の提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募書類等の変更の禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正については、この限りでない。

オ 使用する言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

カ その他

市は豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 提案内容のヒアリング

ア 開催日 令和5年3月14日(火)

イ 開催場所 豊田市役所職員会館第1会議室(職員会館2階)又はZoomミーティング

ウ 備考

(ア) 事業者別のヒアリングの時間・待機場所等は、通知する。

(イ) 出席者は、提案内容の説明ができる者とする。

(ウ) ヒアリング時には、提案書以外の資料を配布することはできない。

(エ) プレゼンテーション及び質疑応答は、選考委員に参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

3 選定事業者の決定

(1) 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

本評価は、参加表明の書類提出時に市が行う参加資格評価のほか、資格要件、基本的事項、売買価格、提案により実施する。

ア 失格条件

応募者が、資格要件、基本的事項、売買価格、提案のいずれかの要件を満たしていない場合は、失格とする。

イ 事業者の選定

市は、事業者ヒアリングを実施した後に採点を行い、総合評価点が最も高い者を選定事業者として選定し、選定事業者の次に総合評価点の高い者を次点者として1者選定する。ただし、応募が1者の場合又は選定事業者以外の事業者の本事業に係る提案が、市の期待する水準に達していないと判断した場合には次点者を選定しない。

なお、市は選定事業者との間で優先的に基本協定の合意に関する協議を行うものとし、選定事業者との協議が整わない場合に、次点の事業者と協議を行うものとする。

ウ 選定結果の公表

選定結果は、令和5年3月下旬に応募者に文書で通知し、併せて豊田市ホームページで公表する（電話等による問合せは不可）。

(3) その他

- ア 市は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認めるに足りると判断した場合は、当該応募者を選定対象から除外する。
- イ 市は、本事業における事業者の選定過程において、応募者が無い、又は、いずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が困難と判断した場合は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表する。

第6 その他

1 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

市は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、協議が調った後、事業の実施内容を明確にした上で、当該事業者との基本協定及び売買契約を締結するものとする。

なお、選定事業者と協議が調わなかった場合には、次点の事業者を選定事業者とし、その提案内容に基づき協議を実施するものとする。

(2) 基本協定の締結

基本協定は、選定事業者が決定し、事業内容の事前協議を行った後に締結する。

(3) 売買契約の締結

売買契約書の内容は、その締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

(4) 基本協定書、売買契約書の作成費用

契約内容の検討に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代など、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

2 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、豊田市旭高原自然活用村の利用促進及び魅力向上に寄与する水回り施設等が供給されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市及び選定事業者において予想されるリスクの内容及び責任分担の考え方は、「別表4－主要リスク分担表」のとおりとする。

3 関係法令等

本業務の実施にあたって適用すべき基準及び条例等は以下のとおりとする。

- ・愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号）
- ・人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）
- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）
- ・その他本事業に関連する法令、県及び市で定める条例及び規則等

4 その他必要な事項

（1）議会の議決

本事業の実施に係る議案の豊田市議会への提出は、市と選定事業者による売買契約の締結前とする。なお、売買契約の議案が否決された場合、売買仮契約は解除し、市は提案時に提示された調査・設計に係る経費を事業者に支払うものとする。

（2）情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、豊田市ホームページ等により適宜提供する。

5 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は以下のとおりとする。

〒444-2892 豊田市小渡町船戸15番地1

豊田市役所 地域振興部 旭支所 地域振興担当（旭支所1階）

電話 0565-68-2211（直通） FAX：0565-68-3476

E-mail：asahi-shisho@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：豊田市トップページから検索 「市政情報」→「市の組織」→「地域振興部」→「旭支所」

調査業務等の内容

調査名	実施内容等	備考
ライフライン調査	<p>公表するライフライン関係資料（豊田市ホームページで公表）によるほか、必要に応じた調査を実施する。</p> <p>調査の結果、電柱等の支障移転など必要な調整事項を報告書として取りまとめ提出する。</p>	
地質調査 (任意)	<p>敷地の土質強度等を的確に把握し、水回り施設等の基礎構造設計を適切に行うため、必要に応じた調査を実施する。</p> <p>調査で得られた資料を基に、地質・土質を適切に解析し、報告書として取りまとめ提出する。</p>	
六価クロム 溶出試験 (必要な場合)	<p>地盤の改良を行う場合は、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。</p> <p>なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。</p>	

【別表2】

(参考資料) 水回り施設備品リスト

設備の項目		事業者が工事取付 ○：必須 △：どちらでも可	市が別途対応	備考
調理場	調理台	○		1500mm×750mm×800mm (JIS規格商品)
	2槽シンク	○		1500mm×750mm×800mm (JIS規格商品)
	洗剤置き場	○		
	三角コーナー		○	
ごみ処理場	ごみ箱等		○	燃やすゴミ、ペットボトル、缶、瓶等
レンタル室	机		○	
	椅子		○	
備品保管庫	棚(造作)	○		
	三脚		○	
洗面所	洗面台(水栓)	○		
	鏡	○		
トイレ	洋大便器	○		温水洗浄暖房便座
	紙巻器	○		
	手摺	○		
	小物置き	○		
	サニタリーボックス		○	
窓	網戸	○		
	格子	○		シャワー室、トイレに設置
屋外	ドラム式ホース		○	器具洗い用
	炭壺		○	蓋付き
照明	外部出入口	○		
	各室	○		
換気扇	各部屋	○		
	換気扇カバー	○		
エアコン	シャワー室	○		
	調理場	○		
消防設備	消防法上必要なもの	○		
炊事場	鉄の棒		○	飯ごう炊さん用

資本関係又は人的関係について

1 資本関係	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合</p> <p>(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
2 人的関係	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>（ア）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>（イ）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>（ウ）会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>（エ）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>エ 組合の理事</p> <p>オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者</p> <p>(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

主要リスク分担表

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う）

△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない又は限定的に負担）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者			
			市	事業者		
1 共 通	情報提供関連	募集要領等記載内容の誤り及び変更	○			
	契約関連	市の事由による契約締結の遅延・中止	○			
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○		
	応募関連	応募費用に関するもの		○		
	制度関連	政治・行政	本事業に直接的影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中断・中止	○		
			事業に関わる法令の変更、新たな規制法の成立	○		
		法制度	上記以外の法令の変更		○	
			許認可	事業に必要な許認可の取得遅延又は取得困難		○
				市の事由による事業者の許認可取得の遅延	○	
		税制度	消費税の範囲変更や税率変更等	○		
			法人の利益や運営に係る税制の新設・変更等		○	
			建物所有に関する税制の新設・変更等（水回り施設等の市への所有権移転前）		○	
			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更	○		
			上記以外の法人税の新設・変更等		○	
	対外関連	住民対応	提案内容に係るもの		○	
		第三者賠償	業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○	
		環境問題	工事等による騒音・振動・地盤沈下・地下水断絶、大気・水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○	
	債務不履行関連	市の債務不履行による中断・中止	○			
事業者の債務不履行による中断・中止			○			
不可抗力関連	天災、暴動等自然的又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△			
経済関連	資金調達	事業の実施に必要な資金調達・確保		○		
	金利	金利変動		○		

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
2 水 回 り 施 設 等 建 設	発注者責任関連	要求水準の不備、変更による契約内容の変更	○	
		事業者の指示・判断の不備、契約内容の変更		○
	測量・調査関連	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
		地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	△
	設計変更関連	市の提示条件の不備、要求水準の変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
	用地の確保関連	事業用地の確保に関するもの	○	
		事業用進入路や資材置き場等確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク 関連	文化財に関するもの	○	
		土壌汚染に関するもの	○	
		上記以外の地質障害・地中障害物その他予見できないことに関するもの	○	
	工期変更 (工事遅延) 関連	市の指示及び市の責めに帰すべき工期変更、引渡し の遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき工期の延長、引渡し の遅延		○
	建設コスト (工事費増大) 関連	市の指示及び市の責めに帰すべき工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責めに帰すべき工事費の増 大		○
	建設物価変動関連	建設物価の価格変動に関するもの		○
	工事監理関連	工事監理の不備によるもの		○
	住民対応関連	建設に伴う周辺環境等の変化に係る苦情処理等		○
警備関連	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅 延が生じたもの		○	
第三者使用関連	基本協定及び売買契約相手方の使用に関するも の		○	
要求水準未達成関 連	施設完成後、市による検査で発見された要求水準 の不適合・施工不良に関するもの		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
2 水回り施設等建設	支払遅延・不能関連	水回り施設等建設費の支払の遅延・不能に関するもの	○	
	施設等損傷関連	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
	瑕疵担保関連	瑕疵担保期間中に発見された要求水準の不適合・施工不良に関するもの		○
	工事の中止関連	市の指示による工事の中止	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による工事の中止		○
安全管理関連	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○	
3 その他	事業終了リスク	終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に伴う評価損益等		○